

# 協議会の経緯と進め方

県区間を対象とした  
水防災意識社会再構築協議会について



# 平成27年9月 関東東北豪雨



- ①広範囲（常総市の約1/3）が長期間（約10日間）にわたり浸水
- ③多数の孤立者（約4,300人）の発生
- ⑤避難者の半数が市外へ避難

- ②堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失
- ④十分な水防活動が実施できなかった。

## 鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市関連を抜粋)

## 氾濫流による家屋の倒壊・流出



## 平成27年9月 関東・東北豪雨(鬼怒川)

多数の孤立者が発生



市内の広範囲が浸水



## 【対応すべき課題】

- ①住民に対し、堤防の決壊により家屋の倒壊等のおそれがある区域（家屋倒壊危険区域）や浸水が長期に及ぶ区域からの立ち退き避難の促進。
- ②広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生する中で、多数の立ち退き避難者に対応するために必要となる市町村を越えた広域避難。
- ③水防団員の減少や高齢化が進行する中で、的確な水防活動。
- ④水害リスクを踏まえた土地利用の誘導や抑制の促進。
- ⑤施設能力を上回る洪水による大規模氾濫に対し、被害軽減を図るためのハード対策の実施。

# 平成28年8月北海道・東北豪雨

## 平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

- 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。
- 北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

### 被害状況

#### 【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

#### 【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

### 北海道内における主な被害状況

#### 石狩川水系:

- ・22河川(台風第9、11号)
- 【浸水面積 370ha 床上浸水1戸 床下浸水16戸】
- ・2河川(台風第10号)
- 【浸水面積69ha 床上浸水5戸 床下浸水24戸】

石狩川水系空知川(南富良野市)堤防決壊  
・浸水面積 約130ha、浸水家屋183戸

空知川上流(南富良野町)堤防決壊状況



### 台風経路図

【台風7号経路】

【台風11号経路】

【台風9号経路】

【台風10号経路】



### 東北地方の県管理河川の主な被害状況

久慈川、川又川、長内川(久慈市)  
・越水等により、床上浸水850戸、床下浸水150戸の被害あり



浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)

小本川、清水川(岩泉町)  
・溢水・越水・決壊により浸水339ha、床上浸水723戸、床下浸水121戸



### 久慈市内 被害状況



### 小本川 被害状況



## 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

- <ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。
- <ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「**危機管理型ハード対策**」を導入し、平成32年度を目途に実施。

### 主な対策

各地域において、**河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。**



直轄河川において、河川管理者・県・市町村からなる協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

## 延岡河川国道事務所

○五ヶ瀬川水系浸水被害軽減対策協議会

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・延岡市

## 宮崎河川国道事務所

○水防災意識社会再構築協議会（大淀川上流）

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・都城市

○水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・宮崎市・国富町・綾町

○水防災意識社会再構築協議会（小丸川）

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・高鍋町・木城町

## 川内川河川事務所

○川内川水防災意識社会再構築協議会

参加機関：国土交通省・気象台・鹿児島県・宮崎県・薩摩川内市・さつま町  
伊佐市・湧水町・えびの市

# 国土交通省通知 平成28年10月



国水河計第78号  
平成28年10月7日

各都道府県知事  
政令指定都市長 あて

国土交通省 水管理・国土保全局長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

### 対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

### 「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

#### 水害リスク情報等の共有

- ・平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定の実績等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

#### 治水対策の重点化と効率的な実施

- ・輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

#### 土地利用のあり方

- ・地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

#### 要配慮者利用施設における確実な避難

- ・施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

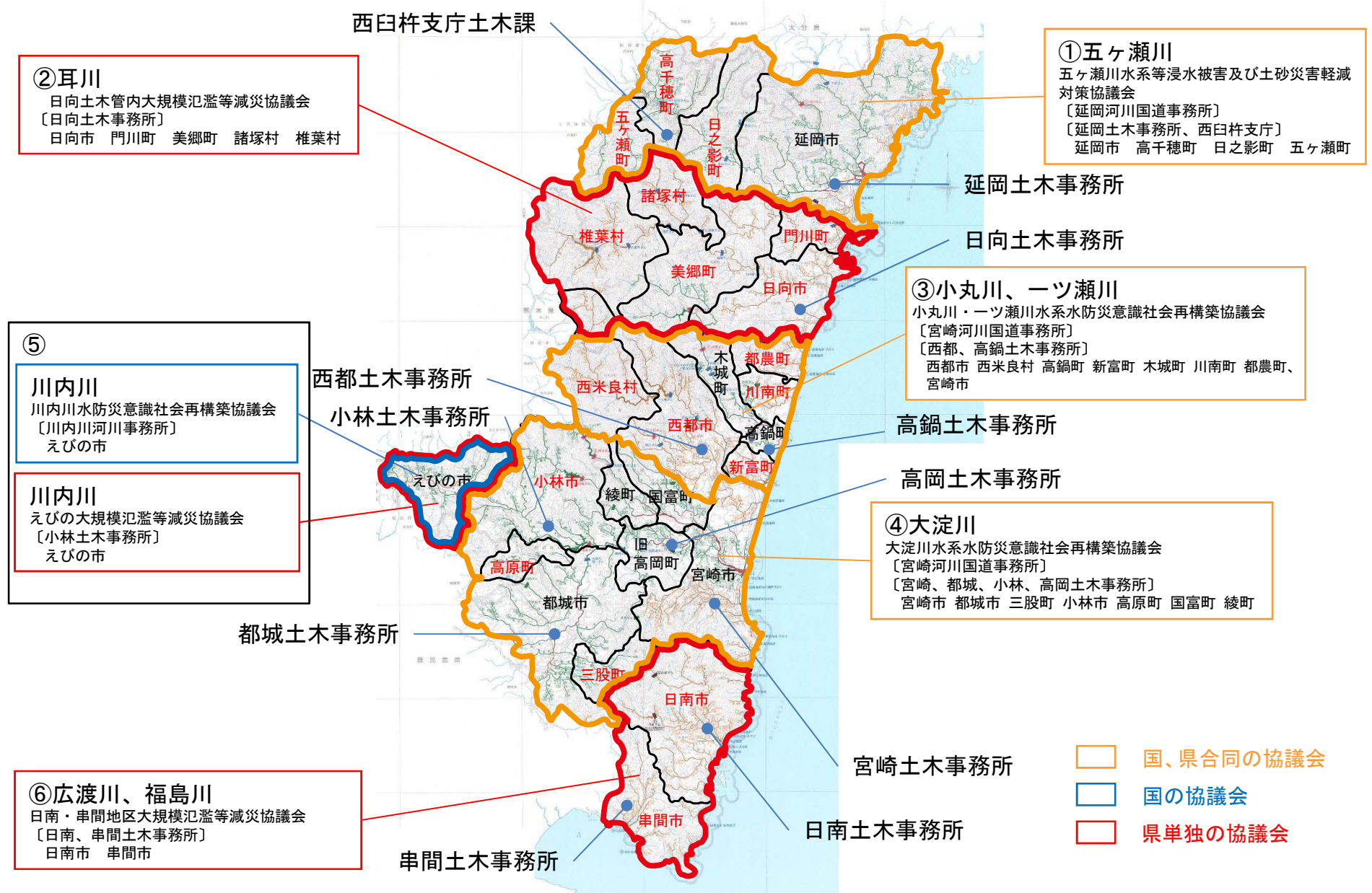
#### 関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけでなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

#### 本答申における検討対象

- ・中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適應した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

# 県管理河川を対象とした協議会の設置（案）





# 県管理河川を対象とした協議会の開催状況



水防災意識社会再構築協議会・幹事会 開催一覧表

	協 議 会 名	協 議 会	幹 事 会
①	五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会	6 / 1 (木) 13:30~15:30 延岡市災害対策本部室 5F	6 / 1 (木) 10:30~12:00 延岡市災害対策本部室 5F
②	日向土木管内大規模氾濫等減災協議会	5 / 3 0 (火) 14:30~15:30 日向土木事務所 第1、2会議室	5 / 2 4 (水) 14:30~16:00 日向土木事務所 第1、2会議室
③	小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会	6 / 2 (金) 13:30~14:30 宮崎河川国道事務所 別館3F	5 / 2 6 (金) 14:00~16:00 宮崎河川国道事務所 別館3F
④	大淀川水系水防災意識社会再構築協議会		
		} 同時開催	
⑤	【国】川内川水系水防災意識社会再構築協議会	5 / 1 6 (火) 14:00~15:00 いきいきセンターくりの郷 (鹿児島県湧水町)	なし
	えびの大規模氾濫等減災協議会	5 / 3 1 (水) 10:30~12:00 えびの市役所	5 / 2 2 (月) 10:00~11:30 えびの市役所
⑥	日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会	6 / 1 (木) 10:30~12:00 日南土木事務所 第5会議室	5 / 1 5 (月) 13:30~15:00 日南土木事務所 第1会議室

# (仮称) 大淀川水系水防災意識社会再構築協議会

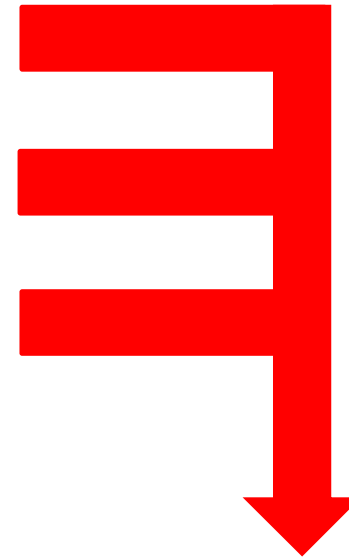


現在、設置されている、水防災意識社会再構築協議会(大淀川上流)、水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流)に、新たに県が管理する大淀川水系及び近域の河川を加えて(仮称)大淀川水系水防災意識社会再構築協議会として統合する。

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川上流)

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流)

○県が管理する大淀川水系および近域の河川



○(仮称)大淀川水系水防災意識社会再構築協議会

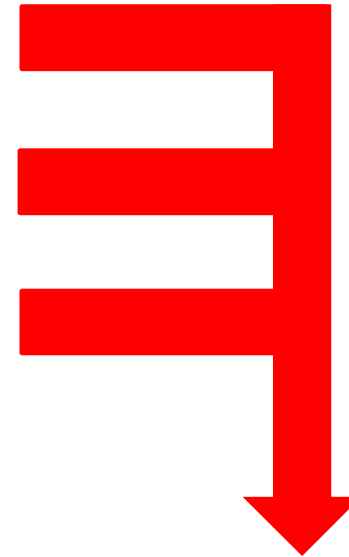
参加機関: 国土交通省・気象台・宮崎県・都城市・三股町、小林市、高原町、  
宮崎市・国富町・綾町

現在、設置されている、水防災意識社会再構築協議会(小丸川)に、新たに県が管理する小丸川水系・一ツ瀬川水系及び近域の河川を加えて  
**(仮称)小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会**として統合する。

○水防災意識社会再構築協議会(小丸川)

○県が管理する小丸川水系および近域の河川

○県が管理する一ツ瀬川水系及び近域の河川



**○(仮称)小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会**

参加機関: 国土交通省・気象台・宮崎県・西都市・西米良村・高鍋町・新富町  
木城町・川南町・都農町・宮崎市

<<協議会の流れ (イメージ)>>

